

民間公益活動推進基金規程

(基金の設置)

第1条 公益財団法人公益法人協会（以下「この法人」という。）は、以下各条の規定により運営する民間公益活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(目的)

第2条 基金は、公益法人など民間公益活動を担う団体が自律的で創造的な活動を行うことを支援し、もって社会的課題の解決に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号で規定する公益目的事業として、この法人の定款第4条に定める公益目的事業に充てることとする。

(基金の財源)

第4条 基金の財源は、この基金に組み入れることを指定し寄附された財産及びその財産から生ずる利子配当その他の収入金（以下「運用収益」という。）とする。

(基金に関する合議制の機関)

第5条 基金への財産の組入れ、組み入れた財産の管理及び運用並びに支出等に関する重要事項について審議する合議制の機関は、理事会とする。

(基金への組入れ)

第6条 基金へ組み入れる財産は、運用収益を除き理事会の決定によらなければならない。

(基金からの支出)

第7条 基金からの支出は、毎事業年度ごとにその計画を理事会において決定し、その実績は理事会において承認する。

(組入れ財産の買換え)

第8条 組入れ財産の買換えは、寄附者が寄附財産の買換えを認めていない財産を除き、より効果的に事業を推進する必要が認められる場合、理事会の決定により、他の財産に買い換えることができる。この場合、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産は引き続き基金に組み入れて管理運用する。

(基金の管理運用)

第9条 基金の管理及び運用は、理事会が決定した別に定める民間公益活動推進基金管理運用規則（以下「基金管理運用規則」という。）により行うものとする。

(基金明細書)

第10条 この法人は、基金管理運用規則に定める様式により、基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し、監事の監査を経て理事会が承認した当該明細書を、毎事業年度終了後3か月以内に、所管行政庁に提出するとともに、その写しをこの法人に5年間保存することとする。

(議事録)

第11条 前各条に規定する理事会の決定は、審議経過とともに議事録に記載しなければならない。

(情報公開)

第12条 この法人が受領する第4条の寄附財産については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(事務局)

第13条 基金の管理及び運用に関する事務は、総務部が所管する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決を得て行う。

附 則

この規程は、内閣府より租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十七第七項第二号イ及びロ（2）の規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）に規定される要件を満たしていることについて証明を受けた日より施行する。